



平成 27 年度スタート モデル地区用

# 豊岡市新しい地域コミュニティ 導入ガイドブック

平成 27 年 3 月



豊 岡 市



# はじめに

平成 27 年 2 月に豊岡市新しい地域コミュニティのあり方方針が定まり、平成 29 年 4 月から地区公民館はコミュニティセンターに変わります。

それに向けて、各地区が「モデル地区」として新しい地域コミュニティ組織の立上げ準備を行います。

具体的には、3 年間で次の 3 点を行います。

1. 地域コミュニティ組織の設立
2. はじめの第一歩計画の策定
3. 地域づくり機運の高揚

このガイドブックは、平成 27 年度からモデル地区として地域コミュニティ組織づくりをスタートする地区の「どうやって進めるの?」、「何から取り組んだらいいの?」という声にお応えする一冊です。

地区の歴史や習慣など、その特性を踏まえて独自に取り組んでいただくことが基本ですが、一つの参考として活用していただければ幸いです。

不明な点はコミュニティ政策課、または各支所へお気軽にお問合せください。



## 目次

|                                       |           |
|---------------------------------------|-----------|
| <b>1. 新しい地域コミュニティ組織の設立.....</b>       | <b>1</b>  |
| ステップ1 検討会を開催しよう .....                 | 2         |
| ステップ2 設立準備会を立ち上げよう .....              | 3         |
| ステップ3 新しい地域コミュニティ組織の姿を検討しよう .....     | 4         |
| ステップ4 地域への説明やPR（広報）をしよう .....         | 8         |
| ステップ5 新しい地域コミュニティ組織を立ち上げて運営しよう .....  | 9         |
| <b>2. はじめの第一歩計画の策定.....</b>           | <b>10</b> |
| ステップ1 地域の現状を把握しよう .....               | 11        |
| ステップ2 地域の資源や課題を整理し、地域の将来について考えよう..... | 12        |
| ステップ3 はじめの第一歩計画を作成し、地域の将来像を共有しよう..... | 13        |
| <b>3. 地域づくり機運の高揚 .....</b>            | <b>16</b> |
| ステップ1 地区住民対象の講演会やイベントを開催しよう .....     | 17        |
| ステップ2 一緒に運営する『人材』をみつけよう .....         | 18        |
| <b>資料編.....</b>                       | <b>19</b> |
| (1) モデル地区への支援メニュー .....               | 19        |
| (2) 各種資料.....                         | 22        |



# 1. 新しい地域コミュニティ組織の設立

新しい地域コミュニティは地区公民館の範囲で住民自治を推進していこうとするものです。そのための組織をつくるにあたって、まずはその地区の区長が旗振り役となることが考えられます。そこで検討会を開催した後、設立準備会を立ち上げて、新しい地域コミュニティ組織の設立に向けた準備を行います。そして、正式な「地域コミュニティ組織」が設立されます。



## ステップ1 検討会を開催しよう

設立準備会の設置に向けた検討を行います。

### 《検討会の概要》

|       |  |
|-------|--|
| 名 称   | 検討会                                    |
| 構 成 員 | 区長・公民館長 等                              |
| 委 員 数 | 数名                                     |
| 開始時期  | モデル地区としての取組みを開始する遅くとも1か月前              |
| 検討事項  | 新しい地域コミュニティ組織設立の先行きをする設立準備会の準備委員を選考する。 |

### ◎設立準備会の準備委員選考について

- ・設立準備会は地区内の様々な団体や住民有志の参加を募りましょう。
- ・準備委員の選考方法や委員定数は地区内の各種団体への配慮が必要です。
- ・女性や若者を委員に入れ、多様性を持たせることが好ましいでしょう。

準備委員の構成団体やメンバーが決まったら、  
委員候補者への了解を取りにいきましょう！

### ◎まずはご相談ください

- ・全体的なスケジュールの確認などを一緒に確認しましょう。豊岡地域はコミュニティ政策課、その他の各地域は各支所総務係が窓口です。

|        |           |                |
|--------|-----------|----------------|
| ■ 豊岡地域 | コミュニティ政策課 | 21-9020 (総合窓口) |
| ■ 城崎地域 | 城崎支所総務係   | 32-0001        |
| ■ 竹野地域 | 竹野支所総務係   | 47-1111        |
| ■ 日高地域 | 日高支所総務係   | 42-1111        |
| ■ 出石地域 | 出石支所総務係   | 52-3111        |
| ■ 但東地域 | 但東支所総務係   | 54-1000        |

## ステップ2 設立準備会を立ち上げよう

検討会で選考された準備委員により、設立準備会を立ち上げます。  
まずは中心となるメンバー数名で素案を作り、委員全員で確認しましょう。

### 《設立準備会の概要》

|       |   |
|-------|---|
| 名 称   | 設立準備会   |
| 構 成 員 | 区長・公民館長・団体長 等   |
| 委 員 数 | 10～20 名   |
| 開始時期  | モデル地区としての取組みを開始してからすみやかに  |
| 検討事項  | ・新しい地域コミュニティ組織を立ち上げるために必要な活動<br>・新しい地域コミュニティ組織を立ち上げるまでの計画<br>・新しい地域コミュニティ組織の規約や予算 他 |

#### ◎設立準備会に必要な役職や人材

- ・会長、副会長、事務局が想定されます。
- ・事務は市から派遣される「コミュニティ支援員（19 ページ参照）」が行います。
- ・公民館主事も業務に携わります。

#### ◎設立準備会の事務所

- ・地区公民館の事務所を使用します。

#### ◎設立準備会の規約

- ・行政への提出は必要ありませんが、設立準備会を運営するための指針となるものなので、できるだけ作成するように心がけると良いでしょう。
- ・地域コミュニティ組織立上げ支援のための、市からの交付金（20 ページを参照）を受け取るために、新たに設立準備会名義で金融機関の口座を開設する場合には、金融機関に対して規約や役員名簿が必要です。

#### ◎設立準備会の活動計画

- ・今後の活動を進めていく際に「何を」、「いつごろ」実行するのかという活動計画とスケジュールの素案を作ります。

#### ◎初会合で確認

- ・設立準備会の初会合を開催し、設立準備会の活動計画の承認、役員を選出を行います。  
※規約を作成する場合は規約についても承認を得ましょう。

## ステップ3 新しい地域コミュニティ組織の姿を検討しよう

新しい地域コミュニティ組織の設立に向けて、組織の構成（組織の名称を含む）や役職等を検討します。

### ◎名称の決定

- ・一般名称は「地域コミュニティ組織」ですが、地域住民にとって親しみやすい愛称をつけましょう。
- ・名称を決めるにあたっては、住民から募集しても良いかもしれません。
- ・区域を明確にするため、名称のどこかに必ず地区名を入れてください。

#### ▶すでに組織が立ち上がった地域の名称例

西気地区：西気明日のいしづえの会

合橋地区：合橋地域づくりの会

資母地区：地域づくりの会・しば

高橋地区：高橋振興対策協議会

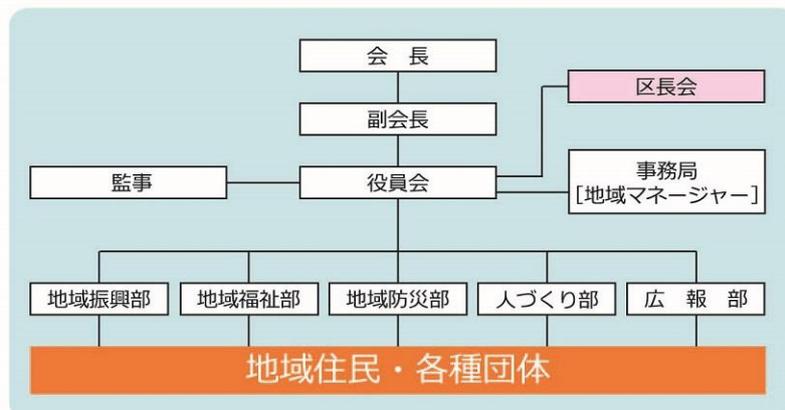
### ◎組織のあり方

- ・市からの一括交付金や地区のお金を受けて、年間を通じて地域づくりの活動を運営していく組織です。
- ・しっかりとした規約をつくり、住民の意見を反映できる民主的な組織となる必要があります。

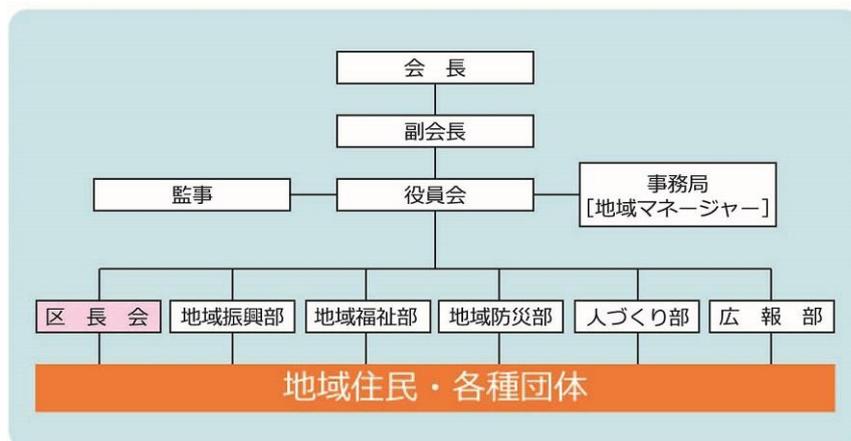
### ◎組織の構成

- ・組織を運営する会長、副会長、役員、事務局があり、実働部隊である各種部会が存在するのが一般的な形と考えます。
- ・適正に予算が執行されているかを確認する監査機能も必要となります。

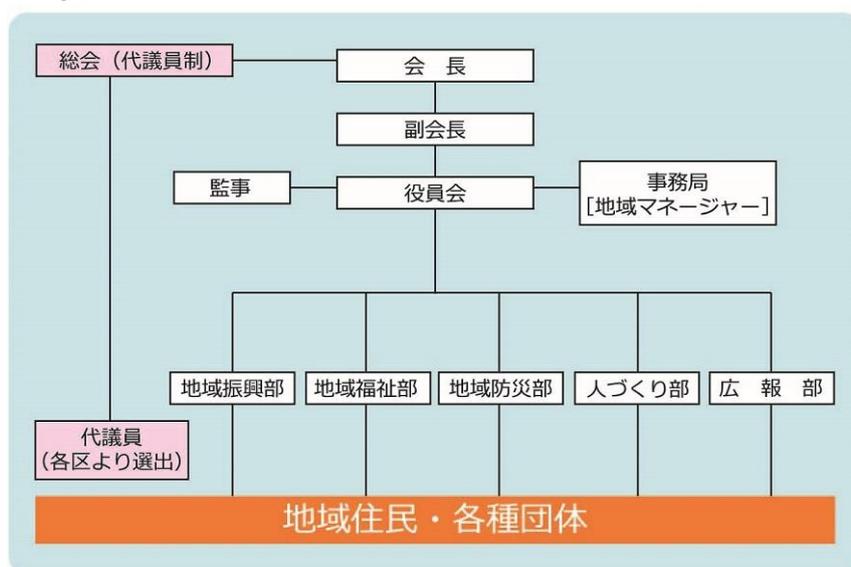
#### 【事例①】 区長会が新しい地域コミュニティの運営に参画する例



【事例②】 区長会が新しい地域コミュニティを構成する1組織となる例



【事例③】 区長等が新しい地域コミュニティの運営内容を審議・承認する例



※他市町の組織構成の事例は資料編（27 ページから）を参照ください。

## 組織の棚卸し

地区にはPTAや消防団など様々な組織があります。また、婦人会や青年団など以前はあったが今はなくなった組織もあります。これらの組織の活動内容や課題などを洗い出し、新しい地域コミュニティ組織のなかでどのように関与していくか、「組織の棚卸し」作業を行うことが有効です。

## ◎規約の作成

- ・規約の原案を作成し、設立準備会で承認を得ましょう。

### 《規約の例》

#### 〇〇地区コミュニティ「△△△△」規約(例)

(名称及び事務所)

第1条 本会は、〇〇地区コミュニティ「△△△△」(以下、「本会」という。)と称し、事務所を〇〇〇〇〇〇内に置く。

(目的)

第2条 本会は、〇〇地区公民館の範囲(以下「地区」という。)における共通の課題解決を図り、「共に助け合い、みんなでつくる活力ある新しい地域コミュニティ」の構築を目的とし、自主的、主体的に地域活動を行うものとする。

(組織)

第3条 本会は、地区内の別表に掲げる地域コミュニティ組織等のほか、地区内に居住する個人及び所在する法人その他の団体(以下「構成団体」という。)で組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業。
- (2) 地区の課題解決に向けての協議、学習等に関する事。
- (3) 地区内の構成団体相互の連携並びに構成団体と地区内に居住する個人及び所在する法人その他の団体との連携に関する事。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事。



(資料 24 ページ参照)

### ◎ 役員の選出

- ・ 区の役員にこだわらず、若い世代や女性にも積極的に声をかけましょう。
- ・ すべての役員が短期間で一度に交替することにならないよう、配慮しましょう。

### ◎ 事業計画の作成

- ・ まずは地域づくりの第一歩を踏み出すための簡易な計画（はじめの第一歩計画）を、みんなで考えましょう。
- ・ 詳しくは本書 10 ページの「2. はじめの第一歩計画の策定」をご覧ください。

### ◎ 予算の作成

#### 《収入》

- ・ 地域コミュニティ組織の主な財源は市から交付する一括交付金になります。  
※ 交付金の金額は検討中ですが、概ね現在の公民館長及び生涯学習支援員の人件費、公民館活動費、市が個別に区へ交付している補助金の一部を集約して各地域へ分配するような内容を想定しています。
- ・ 場合によっては、世帯からの負担金や特定事業の補助金なども財源として見込まれます。

#### 《支出》

- ・ 組織運営のための必要な経費をリストアップしましょう。
- ・ 試験的な事業や、はじめの第一歩計画にある事業などの経費も盛り込みましょう。

#### 《予算書の例》

| 〇〇地区コミュニティ 予算書（例） |       |    |
|-------------------|-------|----|
| 収入の部              |       |    |
| 費目                | 金額（円） | 備考 |
| 一括交付金             |       |    |
| 世帯負担金             |       |    |
|                   |       |    |
| 合計                |       |    |
| 支出の部              |       |    |
| 費目                | 金額（円） | 備考 |
| 会議費               |       |    |
| 広報・宣伝費            |       |    |
| 活動費               |       |    |
|                   |       |    |
| 合計                |       |    |

## ステップ4 地域への説明やPR（広報）をしよう

『地域コミュニティだより』などの広報紙を発行し、設立準備会での協議内容などを随時、地域住民のみなさんにお知らせすることで、地域での情報共有とまちづくりの意識高揚に努めましょう。

### ◎広報紙の発行

- ・設立準備会の事務局で広報を担当し、全戸配布しましょう。設立準備会単独での作成以外にも、公民館だよりの紙面を借りてお知らせするのも良いでしょう。

### ◎出前講座の活用

- ・市役所から出前講座を受けて、新しい地域コミュニティの必要性をじっくり考えるのも良いでしょう。その場に設立準備会の役員に同席してもらうことで、地区の取組みを周知することも出来ます。

◇豊岡市は、「豊岡市新しい地域コミュニティのあり方方針」を平成27年2月に策定しました。平成29年4月から地区公民館がコミュニティセンターに変わることや、地区公民館の範囲で新しい地域コミュニティ組織が立ち上がるということについては、早くから『公民館だより』などでも区民にお伝えしましょう。



資母地区、合橋地区の広報紙

## ステップ5 新しい地域コミュニティ組織を立ち上げて運営しよう

新しい地域コミュニティ組織の第1回会合（設立総会）を開催し、規約や事業計画、予算の承認、役員を選出を行い、組織の運営をスタートさせます。

### 《地域コミュニティ組織の概要》

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 名 称   | 〇〇地区コミュニティ「△△△△」組織             |
| 構 成 員 | 地区住民、地区内法人・団体等                 |
| 役 職 等 | 会長・副会長・役員・部会長・部会員（場合によっては全区民）他 |
| 委 員 数 | 20名～（地域の規模や部会の数によって異なる）        |
| 開始時期  | 設立準備会立上げ後1年～2年                 |

※モデル地区としての取組みは3年間ですが、平成29年4月に地区公民館からコミュニティセンターに移行するため、遅くとも平成28年12月中に設立しましょう。

### ◎地域コミュニティ組織は地区住民全員が関係する組織です

- ・新しい地域コミュニティは一部の人の組織ではなく、全ての地区住民が参画できるものでなければなりません。設立総会もそのことを十分意識して開催しましょう。

### ◎設立総会で行うこと

- ・規約（案）、事業計画（案）、予算（案）を審議し、承認を得ます。
- ・役員を選出を行います。
- ・可能であれば、講演会や住民相互の交流を図る事業を合わせて行うと機運を高める上で効果的です。

### 〇〇地区コミュニティ「△△△△」 設立総会

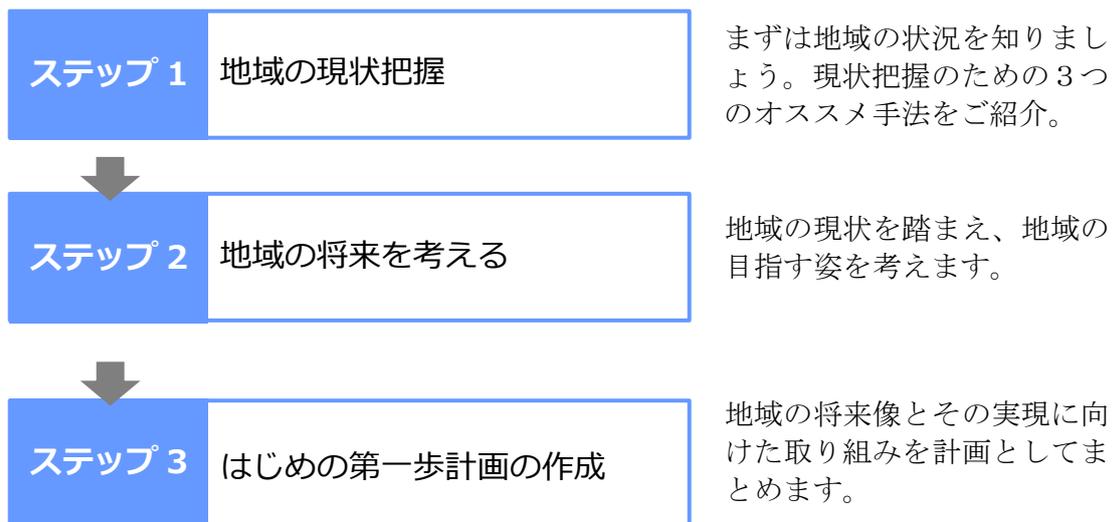
1. 開会
2. 設立準備会会長あいさつ
3. 議長選出
4. 議事署名人の選出
5. 総会の定足数報告
6. 議事
  - (1) 〇〇地区コミュニティ規約（案）について
  - (2) 役員選出について
  - (3) 会長のあいさつ
  - (4) 平成〇年度事業計画（案）について
  - (5) 平成〇年度予算（案）について
7. 閉会



## 2. はじめの第一歩計画の策定

新しい地域コミュニティ組織を形成し、地域活動を計画的・効果的に推進していくためには、地域づくりについての基本的な考え方を明確にし、期間を定めた事業計画を作成しなければなりません。

しかし、いきなりきちんとした「地域づくり計画」を策定するのは大変です。モデル地区の3年間では、その元となる「はじめの第一歩計画」をつくりましょう。



### 行事の棚卸し

「新しい地域コミュニティ組織ができると、またたくさんの行事をしなければならぬ」「誰がするのか」そんな声を聞きます。現在の公民館事業だけで精一杯という地区もあります。新しい地域コミュニティ組織の立上げの際に、今の行事の必要性や実施主体をもう一度見直してみませんか。

公民館から独立してサークルでできる行事、公民館主事に任せきりになっていた行事、当初の目的が達成できたので廃止する行事など、「行事の棚卸し」をすることで、新たな事業へ踏み出せます。

## ステップ1 地域の現状を把握しよう

地域の現状については、知っているようで意外と知らないことが多くあります。また、子どもの視点、女性の視点、高齢者の視点で見え方や捉え方が変わります。

### 地域の現状を知るための3つの手法

#### ◎ワークショップ

- ・地区のいろいろな年代の方が集まり、地域の「魅力」や「課題」を出し合います。それを、大まかなグループに分類します。

#### ◎まちむらたんけん

- ・「まちむらたんけん」は地区内を歩いて、探検して、地域を知る催しです。歩いたあとは、自分たちのオリジナルマップを作成し、参加者同士で地域の良さや課題などについて話し合います。

#### ◀まちむらたんけんの手順▶

地図を片手に地区内を歩いて探検する

気になったものや面白いものを見つけたら写真に撮る！地図にメモする！

写真やメモをもとに自分たちでオリジナルのマップを作る

#### まちむらたんけんのポイント！

- ✓ 参加者は子どもからお年寄りまで、男性も女性も参加していただくことが重要です。様々な目線から地域を見つめてみましょう。
- ✓ 地区外の人にも参加してもらおうと、違った目線で意見が出てきます。
- ✓ 5～8人程度のグループに分かれて地区内を探検します。その後、グループごとにマップをつくり、順番に発表しましょう。
- ✓ 探検する場所は半日程度で歩いて回れる範囲が望ましいでしょう。
- ✓ 区長による「わが区自慢対決」をしたり、宝探しをしたりして簡単なゲームを取り入れると、より楽しんで参加してもらえませんか。

#### ◎アンケート

- ・地域の小学生や中学生など、対象を限定してアンケートをとる方法もあります。
- ・地区の中で一番好きな場所・行事、取り組んでみたいことなどの項目で、地域住民の思いをまとめることが出来ます。
- ・数年後に同じアンケートをとって比較することも面白いかもしれません。

## ステップ2 地域の資源や課題を整理し、地域の将来について考えよう

ステップ1で地域の現状が分かったら、これらを分類したり掘り下げたりと議論を深め、整理して、地区の共通の思いに仕上げます。

そして、目指す将来像の実現に向けて何をしたいのかを議論します。

### 地域の資源・課題を整理するための手法

#### ◎ワークショップ

- ・ステップ1でのワークショップや「まちむらたんけん」、アンケートで集めた意見を、さらにワークショップで整理していきます。
- ・その中では、誰が、いつ、どこで、何を、どのように、どうするか、といった地域の将来イメージや目標を共有しましょう。
- ・進行役として、公民館主事やコミュニティ支援員などの力を借りましょう。



若者、高齢者、女性…たくさんの方が参加して、いろいろな意見を引き出すことが大切です。

## ステップ3 はじめの第一歩計画を作成し、地域の将来像を共有しよう

ステップ2の結果を「はじめの第一歩計画」としてまとめましょう。  
出来上がった「はじめの第一歩計画」は地区全戸に配布し、地域の将来像を共有することで、みんなで一緒に地域づくりを進める意識を高めましょう。

### ◎はじめの第一歩計画の作成

- ・ステップ2を通じて明確となった地域の目指すべき姿を、容易にイメージできるようなキャッチフレーズをつくりましょう。
- ・地域の課題を整理したうえで、目指す将来像の実現に向けてやるべきこと、やりたいことを具体的に記載します。
- ・今後作成する「地域づくり計画」を策定するうえでの基礎となります。
- ・体裁はA4裏表程度でOKです。  
※はじめの第一歩計画の作成例は次頁をご覧ください。

### ◆盛り込むことが望ましいと思われる要素

- ・キャッチフレーズ（目指す姿）
- ・基本方針
- ・事業内容
- ・計画の期間
- ・計画実行の役割分担

など

《はじめの第一歩計画の例》

〇〇地区コミュニティ はじめの第一歩計画（例）

キャッチフレーズ 「ありがとう」があふれる〇〇地区

基本方針  
 ①みんなで取り組む 一人一役  
 ②本当のふるさとづくり  
 ③目指せ！世界一の元気高齢者ムラ  
 ④暮らしつなげる・心つながる

| 事業計画        | H27 | H28 | H29 | H30以降 |
|-------------|-----|-----|-----|-------|
| 空き家の調査      | ◆   | ◆   | ◆   | ◆     |
| 除雪対応システムの構築 |     |     | ◇   | ◆     |
| 鹿肉の活用       |     |     |     | ◇     |
| 全区民リストの作成   | ◇   | ◆   | ◆   | ◆     |
| お助け会員制度     |     | ◇   | ◆   | ◆     |
| 全区合同防災訓練    |     |     | ◇   | ◆     |
| ムラの居酒屋運営    | ◇   | ◇   | ◆   | ◆     |
| 花いっぱい運動     | ◆   | ◆   | ◆   | ◆     |
| あいさつ運動      | ◆   | ◆   | ◆   | ◆     |
|             |     |     |     |       |
|             |     |     |     |       |

◆は事業実施、◇は検討開始

西気地区のコミュニティ組織「西気明日のいしずえ会」が作成された『西気がっせえ化計画』です。まちあるきやワークショップを通じて、当面の地域づくり計画としてまとめられました。

## 豊岡市西気地区活性化計画

西気で暮らす幸せをもっと増やすために、私たちができることを考えました。お金があれば「できること」はたくさんありますが、まずは私たちに「できること」から一つ一つ…

**目標**

おかえり、ただいま。西気の風景や人に  
そんな声をかけあえるような  
“帰りたくなる” 地域を目指して

|         | 人とつながる                         | 暮らし支える                                 | 自然の恵み                              |
|---------|--------------------------------|--|------------------------------------|
| 今すぐできそう | 「ふれあい居酒屋」プロジェクトを企画。スタッフ探しをしよう  | 「ごきげん西気暮らし」老人の集いを開催しよう<br>神鍋線バスにもっと乗ろう | パワースポットマップを作ってPRしよう<br>花畑コンテストの準備も |
| 1年後     | ご当地グルメや郷土料理を研究しよう<br>試食会を開催しよう | お年寄りに懐かしい料理を教えてもらおう<br>方言復活プロジェクトも     | 7地区対抗花畑コンテストを開催<br>写真展等も           |
| 2年後     | 旧西気小学校に居酒屋スペースを整備しよう           | 独居老人の見守り事業<br>安心の黄色い旗プロジェクト開始          | 神鍋山から楽しめる田んぼアートを開催しよう              |
| いつかは    | 第1回居酒屋イベントから定期的な開催を目指そう        | 西気地区の特産品の加工などで地元の商品開発をしよう              | 花畑コンテストを地域の定番行事に<br>育てて観光の目玉に      |
|         | ふれあい居酒屋で合コンイベントなど<br>まちの定番行事に  | ふれあい居酒屋で合コンイベントなど<br>まちの定番行事に          | 休耕田のさまざまな活用方法を考えて<br>豊かな農村に        |
|         | 地域の人のお集いの場になってにぎわいを取り戻そう       | 旧西気小学校校舎を利用して収益事業へ<br>チャレンジしよう         | 森林資源を活用して薪ストーブを普及させよう              |

他にも… **こんなアイデアが！**

【ひとプロジェクト】外国人に雪遊びをしてもらおう／嫁不足解消の合コンを企画しよう／人口減少を受入れよう／子どもに片付けの素晴らしさを教えよう／旧西気小学校跡にお店を作ろう／公民館を使って結婚斡旋所にしよう／青年団を復活したい／空き家を使って田舎体験をしよう  
【暮らしプロジェクト】お年寄りの昔話を聞こう／一戸一茶運動をしよう／雪おろしを観光客の体験メニューにしよう／お年寄りの一坪ショップを開店しよう／神鍋米を冷蔵庫で保管して温度差で発電しよう／ご用聞きグループを立ち上げよう／笑顔で生き生き！健康活動をしよう  
【自然プロジェクト】ゆるキャラを作ろう／鳥獣駆除を業務委託しよう／農産物の品評会を開こう／田植え稲刈り体験をしよう／猟友会の会員を増やそう／農地を無料で貸し出そう／鹿や猪の動物園とBBQ場を作りたい

西気がっせえ化計画  
一緒に実行しましょう

一緒に活動してくれる仲間を募集しています。興味のある方はお電話かメールを！  
☎0796-45-1316 (西気地区公民館)  
Email nishikichiku-cc@city.toyooka.lg.jp

### 3. 地域づくり機運の高揚

---

新しい地域コミュニティの取組みは、地区公民館の範囲での活動になります。普段から住民同士が顔を合わせる機会も多く、一定のつながりあると思いますが、これからは、同じ目的に向かって地域のことを想い、支え合うことが必要です。子どもからお年寄りまで、男性も女性もそれぞれが気持ちを高めていきましょう。



#### 機運の高揚のための気づき

新しい地域コミュニティ組織としての活動を始めるためには、地区の皆さんの気持ちを高める必要があります。しかし、「機運を高めよう」と口で言うのは簡単ですが、現実的にはなかなか進みません。

やはり「気づき」が必要です。

- ・現状を踏まえた 10 年先、20 年先の地区の姿はどうなっているのか
- ・子どもたちが大人になって、ここに住んでいるのだろうか
- ・隣のおばあちゃんは一人暮らしだが、災害のときは誰が助けるのか
- ・○○地区は元気だけど、なぜだろう…

気づくも気づかないも = 考えるも考えないも、私たち自身のことです。

## ステップ1 地区住民対象の講演会やイベントを開催しよう

新しい地域コミュニティの範囲を対象とした講演会やイベントを行いましょう。その中で、参加者に新しい地域コミュニティの動きをお知らせしましょう。

### ◎地区公民館事業

- ・地区公民館の事業の中で新しい地域コミュニティへの移行について、参加者にPRしましょう。

### ◎新しい地域コミュニティ講演会

- ・「今、なぜ新しい地域コミュニティが必要なのか」といった講演会を地区で開催することが考えられます。
- ・市の取組みとしては、出前講座のメニューがあります。内容についてはお気軽に窓口までお尋ねください。

### ◎視察

- ・豊岡市が進める新しい地域コミュニティの形は、鳥取県、島根県、広島県、三重県などが先進地といわれています。近くでは、朝来市や丹波市でも取り組みが進んでいます。
- ・地区の今後の取り組みの参考になるような事例を見に行きましょう。行き先についてはお気軽に窓口までお尋ねください。

### ◎新しい地域コミュニティの新規イベント

- ・あり方方針では4つの重点機能を掲載しています。設立準備会の話し合いの中で、これらに関する事業を行う話が挙げれば、イベントとしてやってみましょう。

### 視察の効用

新しいことに取り組むときに、既に実績のあるところの話聞き、実際に活動を目にするのが「視察」です。イメージがわきやすく、課題解決の方法を伝授してもらうことができ、組織づくり、計画づくり、機運づくりにとても有効です。

しかし、無目的に視察に行っても成果は期待できません。地域の「こんなことがしたい」「このことを学びたい」という思いを確認し、その目的にあった視察先を探すことが大切です。また、視察にいける人数は限られますので、報告会を開催したり広報紙で紹介したりするなど、情報を共有しましょう。

## ステップ2 一緒に運営する『人材』をみつけよう

一部の役員だけが一生懸命汗を流すのではなく、できるだけたくさんの人に関わってもらいましょう。

地域にはいろいろな特技やアイデアを持った人がたくさんいるはずですよ。

### 人材発掘のための手法

#### ◎ワークショップ

- ・ワークショップは若者、高齢者、女性など様々な方に参加してもらい、自分の思いを伝えてもらう場です。みんなが続けて参加しやすい雰囲気をつくれれば、これまでにない人材が運営に参画するようになるかもしれません。

#### ◎広報紙やホームページ、SNS※の活用

- ・新しい地域コミュニティの運営状況やイベントの告知を行う手段として広報紙やホームページ、フェイスブック等があります。地区内でそういったことが得意な人に作成をお願いしてみましょう。その人の特技を生かしてもらうチャンスです。
- ・地区の人に、広報紙やホームページの記事の中に登場してもらうことで、活躍する場として有効利用できます。

※SNS・・・ソーシャル・ネットワーク・サービスの略。ソーシャル・ネットワーク・サービスとは「ツイッター」や「フェイスブック」といった人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービスのこと。インターネット上に公開した情報をもとに交友を広げることができます。

#### ◎助け合いの気持ち

- ・一人の頑張りより、多くの人々の参画が地域コミュニティを持続させる秘訣です。事業が長く続くように、負担をみんなで分かち合いましょ。
- ・地域の生活の中には、他人の助けが必要な人や場面が必ずあります。人のために役立つことは、人間の喜びの一つです。

### 人材の棚卸し

地区によっては一人で何役も掛け持ちして事業に携わっている人がいます。また、区からの選出による人、1年間の限定で役をされている人など様々です。

今、地区を動かしている「プレーヤー」はどんな人がいるのか、「人材の棚卸し」をしてみるのも人材探しに有効です。絵が上手な人、ギターが弾ける人、労務管理に詳しい人、元保育士さんなど、地区内の人材に関する情報を集めていくと、今後の活動に役立ちます。

# 資料編

## (1) モデル地区への支援メニュー

### ① コミュニティ支援員の派遣

モデル地区の3年間、市の嘱託職員である「コミュニティ支援員」を地区に派遣します。その間、モデル地区の活動を支える仕事を担当します。

#### 雇用条件

週5日勤務で1日7時間勤務が基本です。報酬額は月額153,800円で、通勤手当、期末手当があります。有給休暇、夏季休暇があります。

時間外手当はありませんので、夜の会議や休日の勤務は、勤務時間の振替により休みをとることになります。

#### 選考

地域に根ざした仕事をすることから、地域で候補者の人選をしていただきます。地域内で公募されることも可能です。市の嘱託のため、基本的に60歳未満です。どうしても該当者がいない場合は、ご相談ください。

身分は市の嘱託なので、選考（面接試験）は市（コミュニティ政策課、支所）が行います。地域の方も同席していただきます。

#### 勤務場所

地区公民館の事務所です。

#### 仕事の内容

- (1) 集落点検の実施に関すること。
  - (2) 集落のあり方についての話し合いに関すること。
  - (3) 地域の実情に応じた集落の維持及び活性化対策に関すること。
  - (4) 地域と連携した公民館活動及び自治活動の調整及び支援に関すること。
  - (5) その他、市長や会長が特に必要と認めること。
- ◆公民館活動と地域コミュニティ活動はH29から区切りをなくしますので、お互いが連携して活動していただきます。
  - ◆身分上の上司は、豊岡地域はコミュニティ政策課長、各支所管内は支所総務担当参事になります。
  - ◆業務については、モデル地区設立準備会の会長などの指示により勤務していただきます。

## ②アドバイザーの派遣

地域を見直し、再発見する手法として「まちむらたんけん」やアンケート調査があります。その実施結果から地域の魅力や困りごとを拾い上げ、分類し、計画づくりに活かすための整理はアドバイザーがお手伝いします。

さらに、様々な取組みについて「誰が」、「いつまでに」、「何を」すればよいかといったスケジュールのアドバイスを行うことができます。

アドバイザーは県や市が依頼をします。

## ③創生事業交付金の交付

新しい地域コミュニティ組織の立上げ費用として、年間 50 万円を上限に 3 年間、地域に交付するものです。

組織で必要なロッカーやパソコンなどの備品購入や新しい地域コミュニティについての理解を深めていただくために活用いただきます。

### 使用してはいけない項目

- ・ 飲食に係る費用（会議のお茶はOK）
- ・ 慶弔費
- ・ その他団体への負担金

### 繰越について

繰越はできません。しかし、次年度事業への積み立てということであれば可能です。交付が終了する最終年度に余剰金があれば、それは返金していただきます。

### 手続き

所定の交付申請書を豊岡地域はコミュニティ政策課に、その他は各支所に提出していただきます（31 ページ参照）。

毎年度終了後に実績報告書（組織の決算書の写し）を提出していただきます。

## ④Q&A

### Q1 ワークショップってなに？

近年注目されている問題解決の手法です。ワークショップは集まった人々が思いやアイデアを語り、自由な発想でのびのびと議論を深め合っていく場です。そして、参加者同士の対話を通じて新しい発見をしたり、新しい何かを創り出したりしていくことが期待されます。

ワークショップは参加者の誰もが意見を出しやすいことが特徴で、そのためには進行役となるファシリテーターが重要です。したがって、ファシリテーターは地域づくりアドバイザーが務めることが多く、初めての人でも気軽に参加できます。また、地区公民館主事もファシリテーションの研修を積んでいますので、協力しながら進めましょう。

### Q2 役員に手当は出るの？

これまでの公民館長のように市が統一的な手当と具体的な仕事内容を明示することはありません。

したがって、会長であっても週6日フルで活動される場合もあれば、名誉職のような場合もあり、どのような働きをされるかで処遇が違います。それぞれの地区で手当の有無も含めて検討していただきたいと思います。

ただし、一括交付金の額は限られていますので、人件費に多くの金額を充てれば、当然、運営・活動費が少なくなります。

### Q3 組織は法人格を有することができるの？

他の自治体では地域コミュニティ組織が認可地縁団体や公益法人、一般社団法人などの法人格を取得されている事例はあります。

しかし、地域コミュニティ組織の活動に的確に当てはまる法人格がないのが現状です。

現在、本市と同じような取組みを進めている自治体と一緒に、地域コミュニティの活動に適した法人格を新たにつくってもらうよう国へ働きかけているところ です。

## (2) 各種資料

### 1 設立準備会の規約例

---

#### 〇〇地区コミュニティ（仮称）設立準備会規約（例）

（名称）

第1条 本会は、〇〇地区コミュニティ（仮称）設立準備会という。

（目的）

第2条 本会は、〇〇地区を豊かで住みやすい地域にするため、〇〇地区コミュニティ（仮称）を設立することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ（仮称）の組織構成、規約、事業内容等を検討すること。
- (2) 地域コミュニティ（仮称）設立までのスケジュールを検討すること。
- (3) 地域コミュニティ（仮称）の設立について地域住民に周知すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事業

（会員）

第4条 本会の会員は、別記の各団体から推薦された者、その他会長が必要と認める者とする。

（事務所）

第5条 本会の事務所は、〇〇地区公民館に置く。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

（役員の仕事）

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、会議を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の運営に伴う経理事務を担当する。
- (4) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

（任期）

第8条 役員の仕事は、〇〇地区コミュニティ（仮称）が設立されるまでとする。

（会議の招集）

第9条 会議は、会長が必要と認めるときに開催する。ただし、会員の過半数の請求があった場合、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

（定足数等）

第10条 会議は、会員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 会議に出席できない会員は、その権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなす。

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第13条 本会は、会の収入、支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第14条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、会員に報告する。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

## 2 新しい地域コミュニティ組織の規約例

---

〇〇地区コミュニティ「△△△△」規約（例）

### 第1章 総 則

（名称及び事務所）

第1条 本会は、〇〇地区コミュニティ「△△△△」（以下、「本会」という。）と称し、事務所を〇〇〇〇〇〇内に置く。

（目的）

第2条 本会は、〇〇地区公民館の範囲（以下「地区」という。）における共通の課題解決を図り、「共に助け合い、みんなでつくる活力ある新しい地域コミュニティ」の構築を目的とし、自主的、主体的に地域活動を行うものとする。

（事業）

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業。
- (2) 地区の課題解決に向けての協議、学習等に関する事。
- (3) 会員相互の連携に関する事。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事。

### 第2章 組 織

（会員）

第4条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民。
- (2) 地区で活動する団体。
- (3) 地区に住所を置く事業所。
- (4) その他会長が必要と認めるもの。

（組織）

第5条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

2 本会は、必要に応じて運営会議を設置することができる。

（総会）

第6条 総会は、代議員により構成する。

2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。

3 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。

また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び代議員の3分の1以上から請求があったとき並びに監事から開催の請求があったとき開催する。

- (1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関する事。
- (2) 役員を選任・解任に関する事。
- (3) 規約に関する事。
- (4) その他本会の重要な運営に関する事。

4 総会は、代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから選任した1名と議長とともに署名押印する。
- 6 総会は公開とし、会員で傍聴を希望する者は、傍聴することができる。

(役員会)

第7条 役員会は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部会)

第8条 本会に部会を置く。

- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 部会員は、会員から選任及び本会が公募した者をもって構成する。
- 4 部会長は、部会員の互選により選任する。
- 5 必要に応じ、部会に副部会長及び会計を置くことができる。副部会長及び会計は、部会構成員の互選により選任し、会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 会計は、部会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- 8 副部会長及び会計の任期は、役員に準じる。
- 9 部会は、部会長が招集する。
- 10 部会は、次のとおりとする。
  - (1) ○○部会
  - (2) ○○部会
  - (3) ○○部会
  - (4) ○○部会
  - (5) ○○部会

(運営会議)

第9条 運営会議は、必要に応じて招集された役員をもって構成する。

- 2 運営会議は、各部会に係る課題、事業の執行等について、連絡、調整を図る活動を行う。

### 第3章 代議員

(代議員)

第10条 代議員は、区の代表者、各種団体から推薦のあった者及び公募により選任された者とする。

- 2 代議員の定数は、○○人以内とし、一定数の女性が参画できるよう努めるものとする。

(代議員の任務)

第11条 代議員は、総会または臨時総会において、第6条第3項に規定する事項について審議し、決定する。

- 2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べるることができる。

(代議員の任期)

第12条 代議員の任期は、○年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 代議員は、再任されることができる。

## 第4章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 ○名
  - (3) 会計 1名
  - (4) 監事 2名
  - (5) 部会長 各部会1名
- 2 会長、副会長及び会計は、部会長を兼務できる。
- 3 必要に応じて役員会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第14条 役員は、総会において選出する。

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、(副会長が複数名置かれている場合は、会長があらかじめ指名した順序によって) その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監事は、本会の会計監査を行い、これを総会に報告する。
- (5) 部会長は、担当部会の運営にあたる。

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 財務

(経費)

第17条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わる。

## 第6章 その他

(委任)

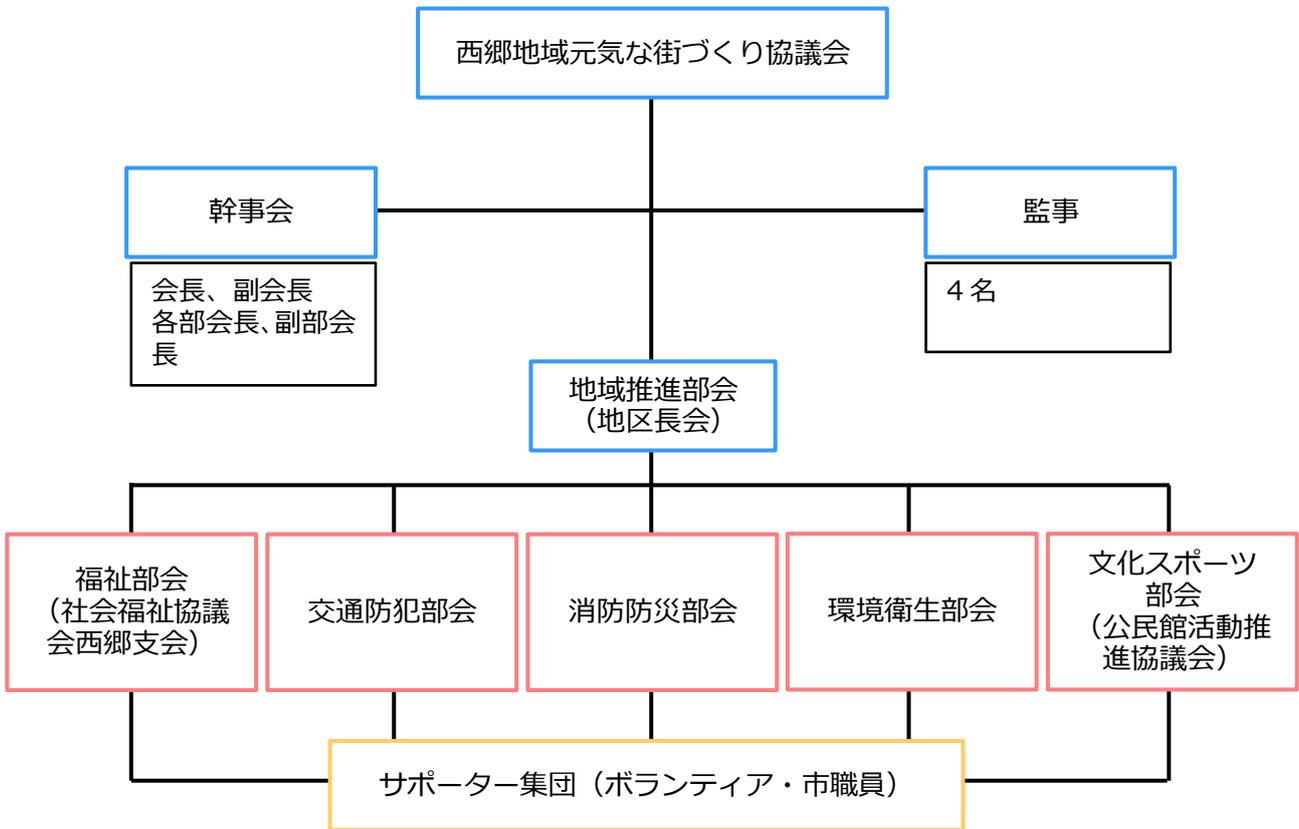
第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、設立日から○年○月○日までとする。

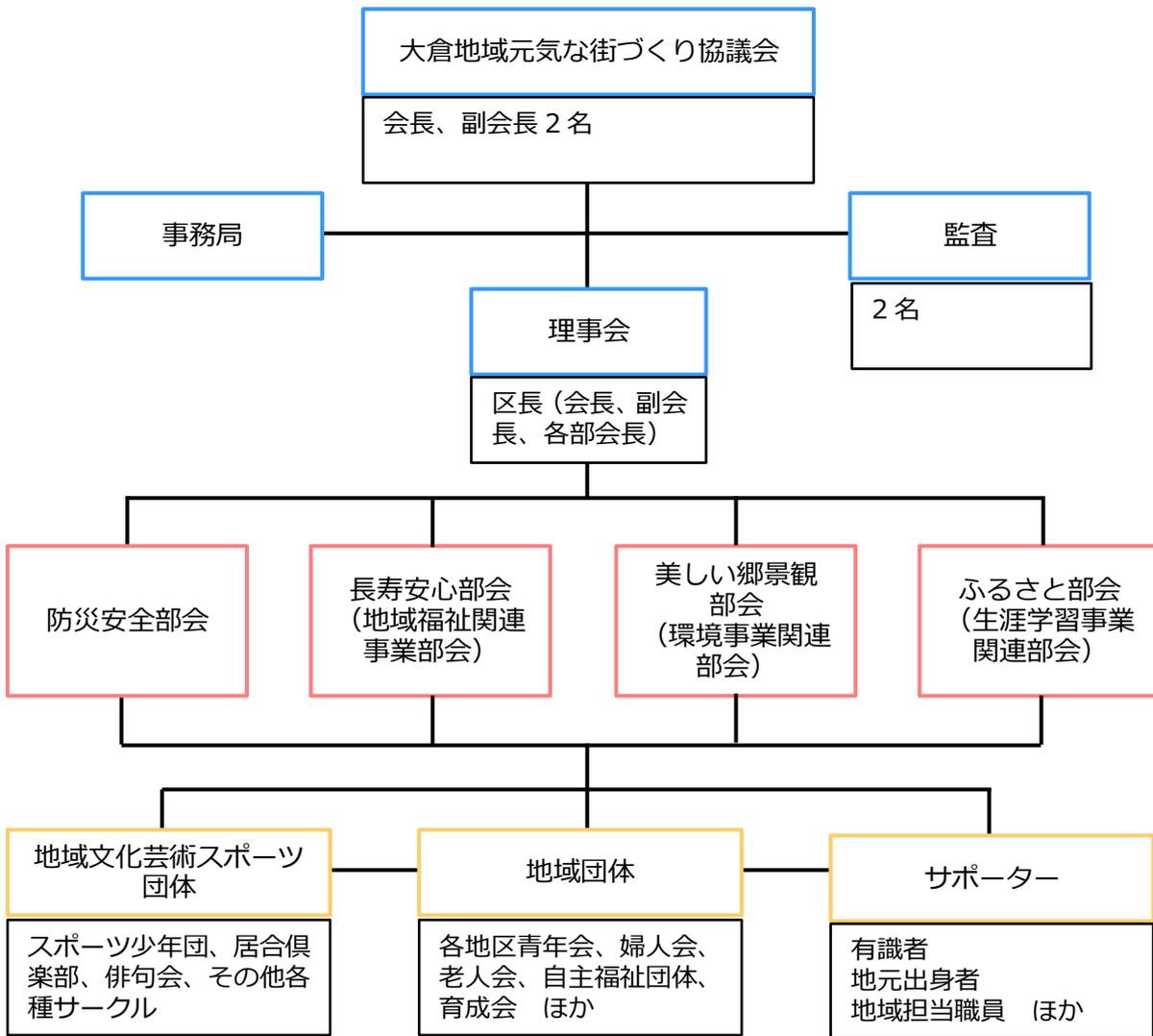
### 3 他市町における組織構成例

#### ①西郷地域元気な街づくり協議会（山形県村山市）



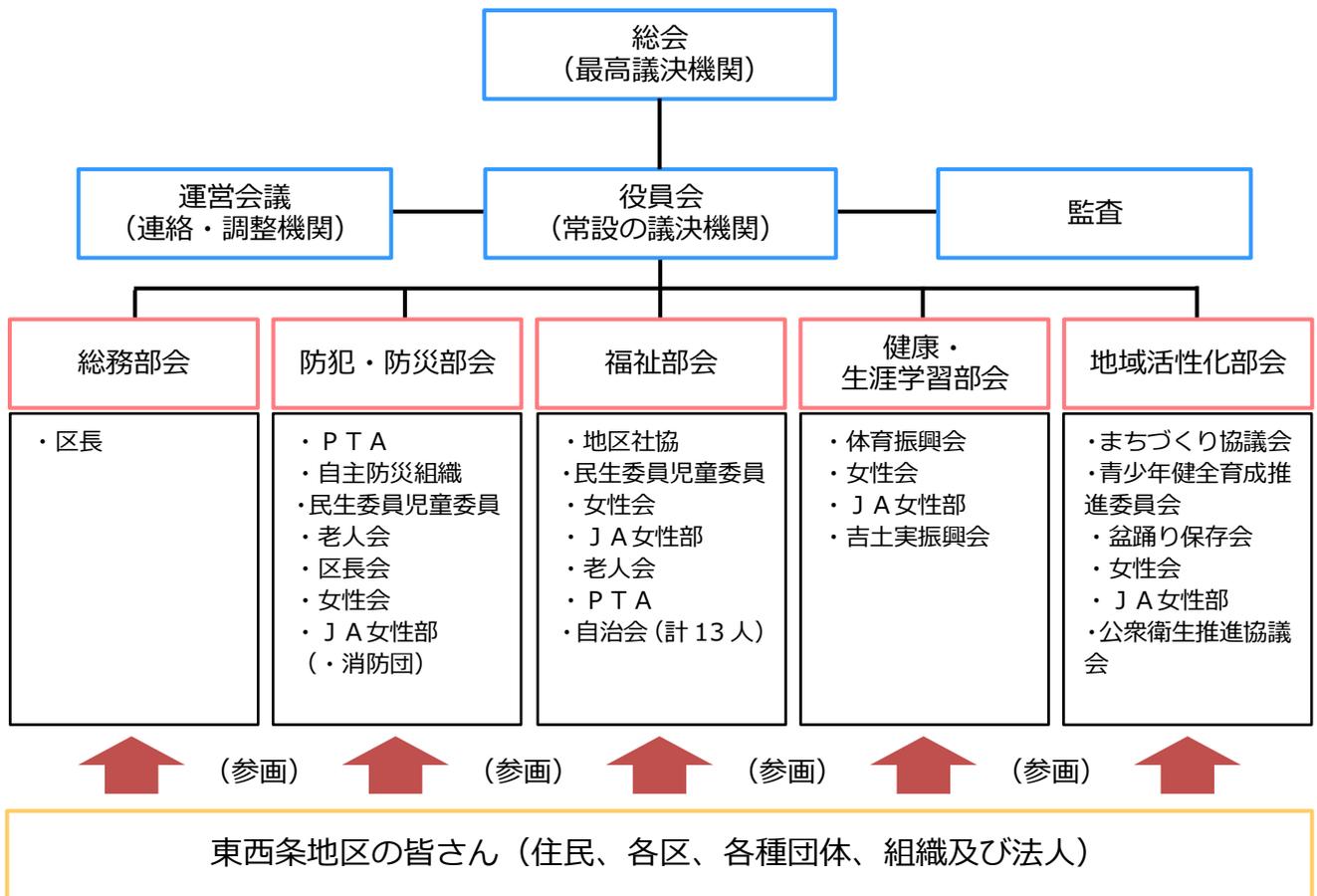
4 ページ【事例①】のパターン

②大倉地域元気な街づくり協議会（山形県村山市）



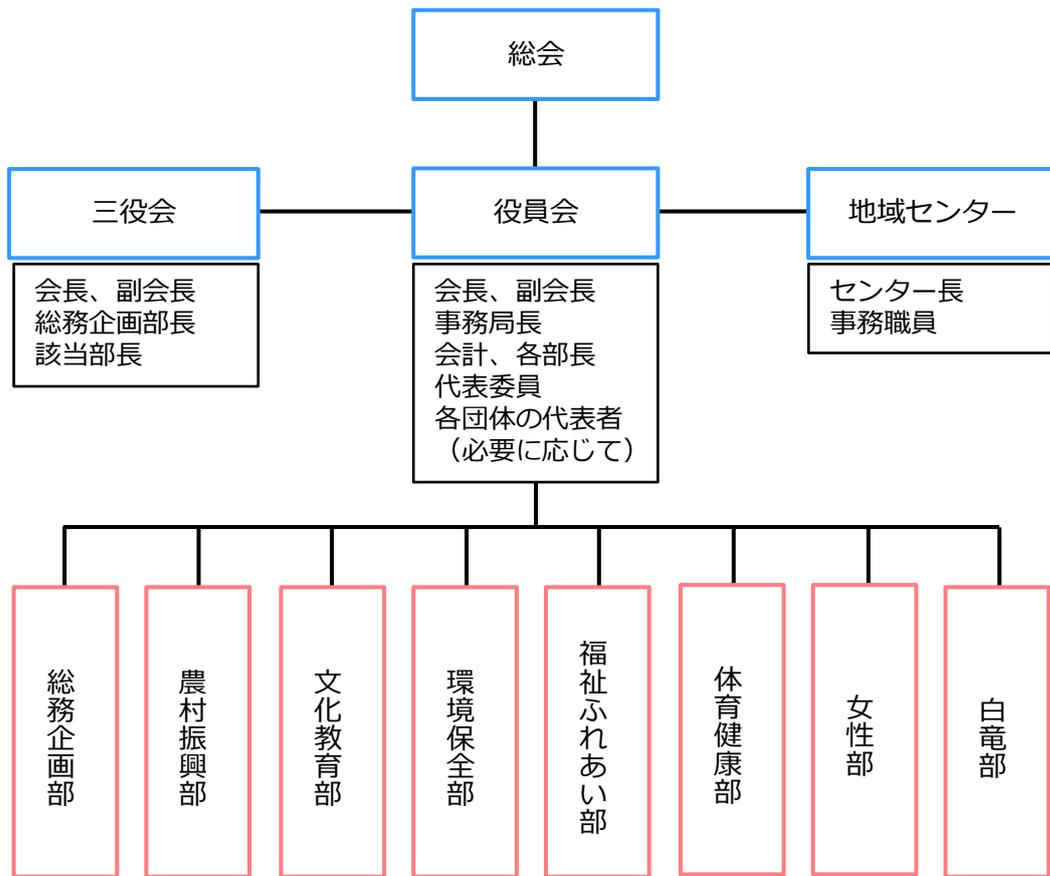
4 ページ【事例①】のパターン

③東西条地区住民自治協議会（広島県東広島市）

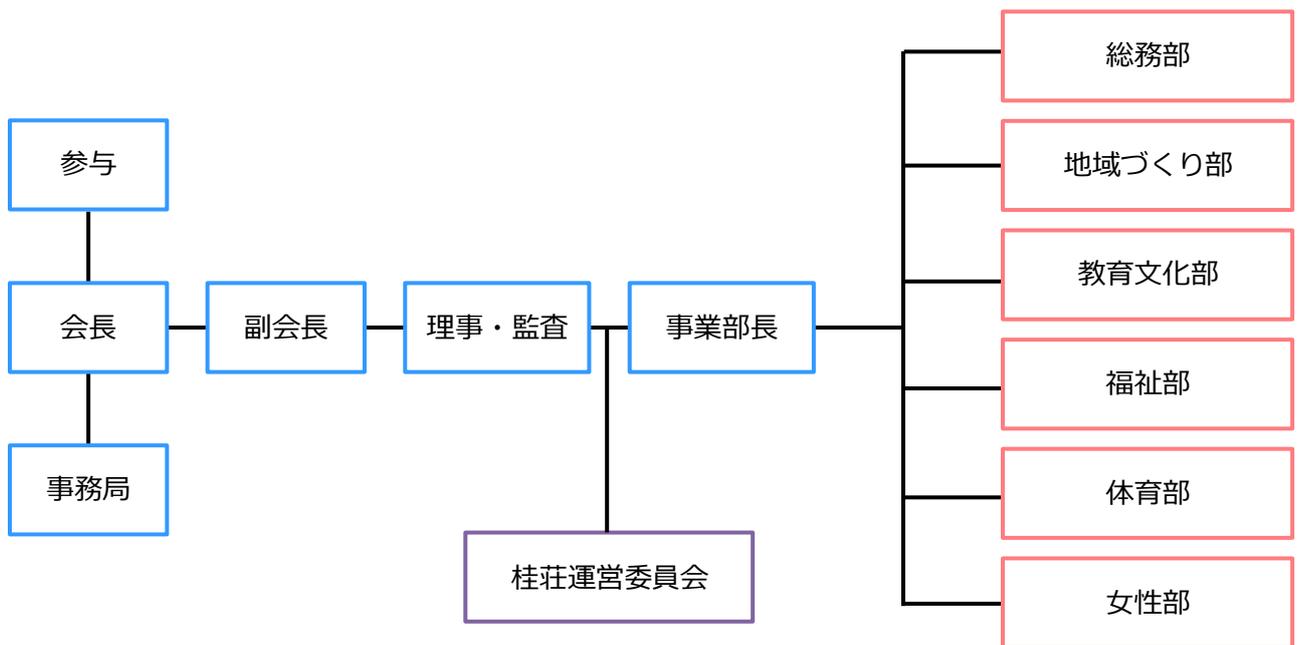


5 ページ【事例②】のパターン

④共和の郷 おだ（広島県東広島市）



⑤海潮地区振興会（島根県雲南市）



## 4 市への提出書類

### ①豊岡市地域コミュニティ活性化交付金（創生事業交付金）申請書

様式第1号(第3条関係)

平成 年 月 日

豊岡市長 様

申請者の氏名又は名称

申請者の住所

#### 補助金等交付申請書

- 1 補助事業等の年度及び名称 平成27年度 豊岡市地域コミュニティ活性化交付金  
(創生事業交付金)
- 2 補助事業等の目的及び内容 持続可能な地域運営を目指し、地域コミュニティの活性化を図るため、地域コミュニティ組織の運営及び活動を行う。

3 交付申請額 円

4 交付申請額の算出の基礎及び補助事業等の経費の配分

(1) 収入

(単位：円)

| 科 目 | 予 算 額 | 概 要 |
|-----|-------|-----|
|     |       |     |
|     |       |     |
|     |       |     |
| 計   |       |     |

(2) 支出

(単位：円)

| 科 目 | 予 算 額 | 左 欄 の うち<br>補 助 対 象 額 | 概 要 |
|-----|-------|-----------------------|-----|
|     |       |                       |     |
|     |       |                       |     |
|     |       |                       |     |
| 計   |       |                       |     |

5 着手予定年月日 平成 年 月 日

6 完了予定年月日 平成 年 月 日

7 添付書類

②豊岡市地域コミュニティ活性化交付金（創生事業交付金）高額物品購入協議書

別紙1

平成 年 月 日

豊岡市長 様

住 所

氏名又は名称

Ⓜ

高額物品購入協議書

豊岡市新しい地域コミュニティにかかるモデル地区の取組みに関し、下記のとおり高額物品を購入したいので事前に協議します。

記

|            |                |  |
|------------|----------------|--|
| 購入する<br>物品 | 名称             |  |
|            | 予定金額<br>(見積金額) |  |
| 購入の<br>必要性 |                |  |

③豊岡市地域コミュニティ活性化交付金（創生事業交付金）申請者変更届

別紙2

平成 年 月 日

豊岡市長 様

(変更前の者)

住 所

氏名又は名称

㊞

申請者（実施組織）変更届

豊岡市新しい地域コミュニティにかかるモデル地区の取組みに関し、実施組織に変更がありましたので下記のとおり届け出ます。

記

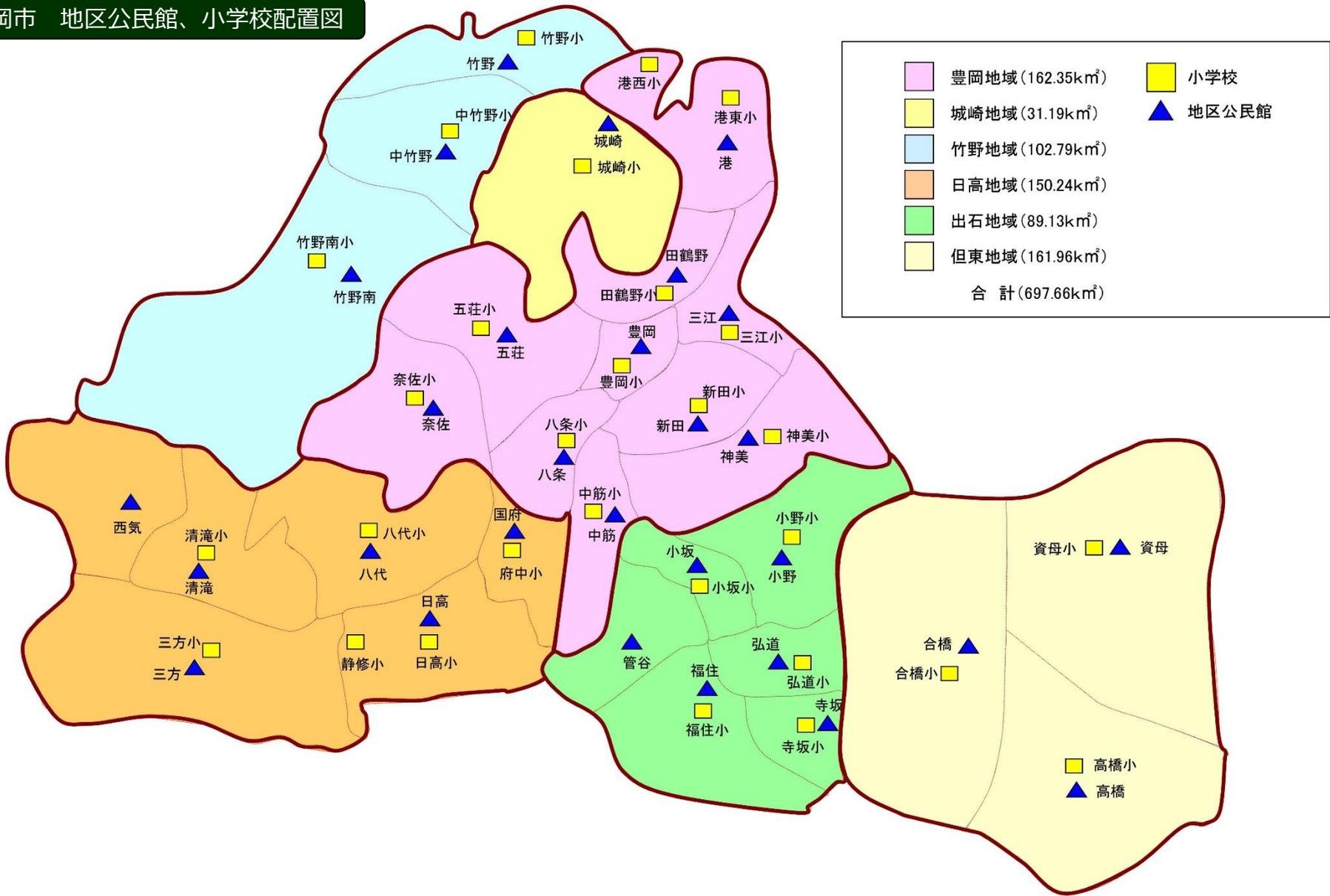
|     |                 |  |    |  |
|-----|-----------------|--|----|--|
| 変更前 | 住 所             |  |    |  |
|     | 組織の名称及び<br>代表者名 |  | 印鑑 |  |
| 変更後 | 住 所             |  |    |  |
|     | 組織の名称及び<br>代表者名 |  | 印鑑 |  |



# 豊岡市地区公民館及び小学校区対象地域一覧

| 豊岡地域 |       |            |    | 日高地域 |     |        |    | 城崎地域 |      |         |    | 竹野地域 |     |        |    | 出石地域 |     |        |    | 但東地域 |     |        |    |     |      |        |    |
|------|-------|------------|----|------|-----|--------|----|------|------|---------|----|------|-----|--------|----|------|-----|--------|----|------|-----|--------|----|-----|------|--------|----|
| No.  | 行政区   | よみか        | 地区 | No.  | 行政区 | よみか    | 地区 | No.  | 行政区  | よみか     | 地区 | No.  | 行政区 | よみか    | 地区 | No.  | 行政区 | よみか    | 地区 | No.  | 行政区 | よみか    | 地区 | No. | 行政区  | よみか    | 地区 |
| 1    | 栲通    | まことり       |    | 61   | 正法寺 | しょうぼうじ |    | 1    | 元業師  | もとやくし   |    | 1    | 床瀬  | とせ     |    | 1    | 谷山  | たにやま   |    | 1    | 如布  | にょふ    |    | 1   | 如布   | にょふ    |    |
| 2    | 大磯    | おおいそ       |    | 62   | 戸牧  | とら     |    | 2    | 湯の元  | ゆのもと    |    | 2    | 中村  | なかむら   |    | 2    | 下谷  | しもたに   |    | 2    | 赤野  | あかの    |    | 2   | 赤野   | あかの    |    |
| 3    | 京口    | きょうくち      |    | 63   | 高屋  | たかや    |    | 3    | 御所   | ごしよ     |    | 3    | 下村  | しもむら   |    | 3    | 材木  | ざいもく   |    | 3    | 虫生  | むしゅう   |    | 3   | 虫生   | むしゅう   |    |
| 4    | 新     | しん         |    | 64   | 駅前  | えきまえ   |    | 4    | 宮本   | みやもと    |    | 4    | 魚屋  | うおや    |    | 4    | 魚屋  | うおや    |    | 4    | 口藤  | くちふじ   |    | 4   | 口藤   | くちふじ   |    |
| 5    | 旭     | あさひ        |    | 65   | 府中  | ふちゅう   |    | 5    | 元    | もと      |    | 5    | 東條  | とうじょう  |    | 5    | 東條  | とうじょう  |    | 5    | 中藤  | なかふじ   |    | 5   | 中藤   | なかふじ   |    |
| 6    | 城上    | しろがみ       |    | 66   | 下陰  | なかかげ   |    | 6    | 南上   | みなみかみ   |    | 6    | 三原  | みはら    |    | 6    | 寺町  | てらまち   |    | 6    | 寺町  | てらまち   |    | 6   | 奥藤   | おくふじ   |    |
| 7    | 小尾崎   | こおびさき      |    | 67   | 除陰  | しもかげ   |    | 7    | 南中   | みなななか   |    | 7    | 川南谷 | かわなんがや |    | 7    | 川南谷 | かわなんがや |    | 7    | 内町  | うちまち   |    | 7   | 内町   | うちまち   |    |
| 8    | 豊田    | とよだ        |    | 68   | 福田  | ふくだ    |    | 8    | 南下   | みなみしも   |    | 8    | 桑野本 | くわのもと  |    | 8    | 大森  | おおもり   |    | 8    | 大森  | おおもり   |    | 8   | 赤花   | あかばな   |    |
| 9    | 三坂    | みさか        |    | 69   | 福江  | ふくえ    |    | 9    | 北松ヶ崎 | きたまつがさき |    | 9    | 大森  | おおもり   |    | 9    | 本町  | ほんまち   |    | 9    | 本町  | ほんまち   |    | 9   | 坂津   | さかづ    |    |
| 10   | 本     | ほん         |    | 70   | 森津  | もりづ    |    | 10   | 南松ヶ崎 | みなまつがさき |    | 10   | 須野谷 | すのたに   |    | 10   | 菅田  | すがたに   |    | 10   | 菅田  | すがたに   |    | 10  | 鶴山   | つるやま   |    |
| 11   | 西本    | にしほん       |    | 71   | 滝   | たき     |    | 11   | 弁天   | べんてん    |    | 11   | 門谷  | もんたに   |    | 11   | 田結庄 | たのむすぶ  |    | 11   | 日向  | ひなた    |    | 11  | 日向   | ひなた    |    |
| 12   | 南田    | みなた        |    | 72   | 新堂  | しんどう   |    | 12   | 駅前   | えきまえ    |    | 12   | 河内  | かわち    |    | 12   | 小入  | こひら    |    | 12   | 小入  | こひら    |    | 12  | 東里   | とうり    |    |
| 13   | 寺     | てら         |    | 73   | 岩熊  | いわくま   |    | 13   | 竹貫   | たかぬき    |    | 13   | 御又  | おんまた   |    | 13   | 柳   | やなぎ    |    | 13   | 柳   | やなぎ    |    | 13  | 木村   | きむら    |    |
| 14   | 生田東   | いひだひがし     |    | 74   | 江野  | えの     |    | 14   | 藤井   | ふじい     |    | 14   | 喜多  | きた     |    | 14   | 小川  | こがわ    |    | 14   | 小川  | こがわ    |    | 14  | 大田   | おおた    |    |
| 15   | 御陵    | ごりょう       |    | 75   | 伊賀谷 | いがたに   |    | 15   | 長崎   | ながさき    |    | 15   | 長崎  | ながさき   |    | 15   | 二森原 | にのもりはら |    | 15   | 二森原 | にのもりはら |    | 15  | 西野々  | にしのだ   |    |
| 16   | 生田西   | いひだにし      |    | 76   | 今森  | いまもり   |    | 16   | 大谷   | おおたに    |    | 16   | 大谷  | おおたに   |    | 16   | 蓮原  | つげの    |    | 16   | 蓮原  | つげの    |    | 16  | 高龍寺  | たかりゅうじ |    |
| 17   | 立野    | たちのだ       |    | 77   | 江本  | えもと    |    | 17   | 中    | なか      |    | 17   | 東山  | ひがしやま  |    | 17   | 坊間  | ぼくま    |    | 17   | 坊間  | ぼくま    |    | 17  | 坂野   | さかの    |    |
| 18   | 中     | なか         |    | 78   | 駄坂  | ださか    |    | 18   | 猪ノ爪  | いのづめ    |    | 18   | 今津  | いまつ    |    | 18   | 林   | はやし    |    | 18   | 林   | はやし    |    | 18  | 水石   | みずいし   |    |
| 19   | 大開東   | おほひらひがし    |    | 79   | 木内  | きない    |    | 19   | 八代   | やしろ     |    | 19   | 桃島  | ももしま   |    | 19   | 金原  | きんばら   |    | 19   | 金原  | きんばら   |    | 19  | 畑    | はた     |    |
| 20   | 大開西   | おほひらにし     |    | 80   | 大窪岡 | おほいわの  |    | 20   | 河江   | かわえ     |    | 20   | 内島  | うちしま   |    | 20   | 東大谷 | あづまおたに |    | 20   | 東大谷 | あづまおたに |    | 20  | 矢根   | やね     |    |
| 21   | 龜山    | かめやま       |    | 81   | 中谷  | なかのたに  |    | 21   | 小川   | こがわ     |    | 21   | 祖   | あむ     |    | 21   | 下塚  | しもづか   |    | 21   | 下塚  | しもづか   |    | 21  | 奥矢根  | おくやね   |    |
| 22   | 滋茂    | しむ         |    | 82   | 河谷  | こうたに   |    | 22   | 大岡   | おおおか    |    | 22   | 来日  | くるひ    |    | 22   | 巖台屋 | いわだいや  |    | 22   | 巖台屋 | いわだいや  |    | 22  | 出合市場 | いであいちば |    |
| 23   | 久保    | くぼ         |    | 83   | 百合地 | ゆりち    |    | 23   | 江原   | えはら     |    | 23   | 円山  | まるやま   |    | 23   | 福住  | ふくずみ   |    | 23   | 福住  | ふくずみ   |    | 23  | 河本   | こうもと   |    |
| 24   | 高雄    | たかお        |    | 84   | 市谷  | いちだに   |    | 24   | 南田   | みなた     |    | 24   | 上山  | うやま    |    | 24   | 小丸  | こまる    |    | 24   | 小丸  | こまる    |    | 24  | 西谷   | にしだに   |    |
| 25   | 永楽    | えいらく       |    | 85   | 中郷  | なかのこう  |    | 25   | 岩中   | いわなか    |    | 25   | 藤磯  | ふじのそ   |    | 25   | 坪口  | つづみぐち  |    | 25   | 坪口  | つづみぐち  |    | 25  | 天谷   | あまたに   |    |
| 26   | 円山    | まるやま       |    | 86   | 引野  | ひきの    |    | 26   | 浅倉   | あさくら    |    | 26   | 須谷  | すたに    |    | 26   | 榎見  | えのみ    |    | 26   | 榎見  | えのみ    |    | 26  | 佐々木  | ささき    |    |
| 27   | 花園    | はなぞの       |    | 87   | 土測  | ひつち    |    | 27   | 赤崎   | あかざき    |    | 27   | 上見  | うみ     |    | 27   | 和田  | わだ     |    | 27   | 和田  | わだ     |    | 27  | 相田   | あいで    |    |
| 28   | 西花園   | にしはなぞの     |    | 88   | 沖加藤 | おきかた   |    | 28   | 東橋   | あづまはし   |    | 28   | 阿金谷 | あことたに  |    | 28   | 奥山  | おくやま   |    | 28   | 奥山  | おくやま   |    | 28  | 小谷   | おたに    |    |
| 29   | 壽     | ことぶき       |    | 89   | 下加藤 | しもかた   |    | 29   | 久斗   | くんと     |    | 29   | 羽入  | はまこゆう  |    | 29   | 百合  | ひやく    |    | 29   | 百合  | ひやく    |    | 29  | 南尾   | みなのお   |    |
| 30   | 桜木    | さくらぎ       |    | 90   | 清浄寺 | しよんじょう |    | 30   | 道場   | どうじょう   |    | 30   | 松本  | まつもと   |    | 30   | 松本  | まつもと   |    | 30   | 松本  | まつもと   |    | 30  | 出合   | いであ    |    |
| 31   | 小田井   | おだい        |    | 91   | 伏   | ふし     |    | 31   | 桑田   | かづら     |    | 31   | 草頭  | くさくさ   |    | 31   | 中野  | なかの    |    | 31   | 中野  | なかの    |    | 31  | 三原   | みはら    |    |
| 32   | 納屋    | なや         |    | 92   | 八社宮 | はちみや   |    | 32   | 東原   | あづまはら   |    | 32   | 宇日  | うひ     |    | 32   | 宇日  | うひ     |    | 32   | 宇日  | うひ     |    | 32  | 唐川   | からかわ   |    |
| 33   | 上佐野   | かみさの       |    | 93   | 奥岩井 | おくいわい  |    | 33   | 前寺   | まへでら    |    | 33   | 駅前  | えきまえ   |    | 33   | 神野  | かみの    |    | 33   | 神野  | かみの    |    | 33  | 正法寺  | しょうぼうじ |    |
| 34   | 佐野    | さの         |    | 94   | 口岩井 | くちいわい  |    | 34   | 国分寺  | こくぶんじ   |    | 34   | 東町  | あづままち  |    | 34   | 寺前  | てらまへ   |    | 34   | 寺前  | てらまへ   |    | 34  | 平田   | ひらた    |    |
| 35   | 九日市上町 | かふかちのちかみち  |    | 95   | 宮井  | みやい    |    | 35   | 水上   | みづの     |    | 35   | 長砂  | ながさ    |    | 35   | 水上  | みづの    |    | 35   | 水上  | みづの    |    | 35  | 栗尾   | くりお    |    |
| 36   | 九日市中町 | かふかちのちなかみち |    | 96   | 庄   | しやう    |    | 36   | 山本   | やまもと    |    | 36   | 中町  | なかまち   |    | 36   | 長砂  | ながさ    |    | 36   | 長砂  | ながさ    |    | 36  | 佐田   | さだ     |    |
| 37   | 九日市下町 | かふかちのちしたみち |    | 97   | 吉井  | よしい    |    | 37   | 鶴岡   | つるおか    |    | 37   | 馬場町 | ばばまち   |    | 37   | 鳥居  | とりい    |    | 37   | 鳥居  | とりい    |    | 37  | 久畑   | くはた    |    |
| 38   | 妙楽寺   | めうらくじ      |    | 98   | 野垣  | のがき    |    | 38   | 日高   | ひたか     |    | 38   | 上町  | うへまち   |    | 38   | 森井  | もりい    |    | 38   | 森井  | もりい    |    | 38  | 後    | うしろ    |    |
| 39   | 塩津    | しおつ        |    | 99   | 福成寺 | ふくじょうじ |    | 39   | 日置   | ひおき     |    | 39   | 下町  | したまち   |    | 39   | 丸中  | まるなか   |    | 39   | 丸中  | まるなか   |    | 39  | 中    | なか     |    |
| 40   | 弥栄    | やえ         |    | 100  | 大谷  | おおたに   |    | 40   | 日置   | ひおき     |    | 40   | 西町  | にしまち   |    | 40   | 大谷  | おおたに   |    | 40   | 大谷  | おおたに   |    | 40  | 小坂   | こさか    |    |
| 41   | 法花寺   | ほっけじ       |    | 101  | 内町  | うちまち   |    | 41   | 彌垣   | よがき     |    | 41   | 切濱  | きりま    |    | 41   | 三木  | みつぎ    |    | 41   | 三木  | みつぎ    |    | 41  | 大河内  | おほこうち  |    |
| 42   | 祥雲寺   | しやううんじ     |    | 102  | 辻   | つじ     |    | 42   | 伊野   | いの      |    | 42   | 濱井  | はまい    |    | 42   | 片間  | かたま    |    | 42   | 片間  | かたま    |    | 42  | 蓮王寺  | れんおうじ  |    |
| 43   | 栄町    | さかえまち      |    | 103  | 船谷  | ふねだに   |    | 43   | 佐田   | さだ      |    | 43   | 須原  | すはら    |    | 43   | 伊豆  | いず     |    | 43   | 伊豆  | いず     |    | 43  | 蓮王寺  | れんおうじ  |    |
| 44   | 鎌田    | かまた        |    | 104  | 日坂  | めさか    |    | 44   | 知見   | ちみ      |    | 44   | 福屋  | ふくい    |    | 44   | 福屋  | ふくい    |    | 44   | 福屋  | ふくい    |    | 44  | 福屋   | ふくい    |    |
| 45   | 下宮    | しもみや       |    | 105  | 小島  | おしま    |    | 45   | 森山   | もりやま    |    | 45   | 嶋   | しま     |    | 45   | 嶋   | しま     |    | 45   | 嶋   | しま     |    | 45  | 嶋    | しま     |    |
| 46   | 本庄境   | ほんじやうさかい   |    | 106  | 瀬戸  | せと     |    | 46   | 観音寺  | かんのんじ   |    | 46   | 安良  | やすら    |    | 46   | 安良  | やすら    |    | 46   | 安良  | やすら    |    | 46  | 安良   | やすら    |    |
| 47   | 中庄境   | なかじやうさかい   |    | 107  | 藤尾山 | ついでやま  |    | 47   | 栗山   | くりやま    |    | 47   | 田多地 | ただち    |    | 47   | 田多地 | ただち    |    | 47   | 田多地 | ただち    |    | 47  | 田多地  | ただち    |    |
| 48   | 上庄境   | かみじやうさかい   |    | 108  | 無比  | むひ     |    | 48   | 殿    | との      |    | 48   | 富内  | みやうち   |    | 48   | 富内  | みやうち   |    | 48   | 富内  | みやうち   |    | 48  | 富内   | みやうち   |    |
| 49   | 覆原    | かむらわら      |    | 109  | 田窪  | たのぼ    |    | 49   | 羽尻   | はぶり     |    | 49   | 袴狭  | はかざ    |    | 49   | 袴狭  | はかざ    |    | 49   | 袴狭  | はかざ    |    | 49  | 袴狭   | はかざ    |    |
| 50   | 日無    | ひなだ        |    | 110  | 畑上  | はたがみ   |    | 50   | 田ノ口  | たのくち    |    | 50   | 小野  | このおの   |    | 50   | 小野  | このおの   |    | 50   | 小野  | このおの   |    | 50  | 小野   | このおの   |    |
| 51   | 宮島    | みやじま       |    | 111  | 三俣  | みつり    |    | 51   | 広井   | ひろい     |    | 51   | 奥小野 | おくのおの  |    | 51   | 奥小野 | おくのおの  |    | 51   | 奥小野 | おくのおの  |    | 51  | 奥小野  | おくのおの  |    |
| 52   | 一日市   | いちにち       |    | 112  | 奥野  | おくの    |    | 52   | 猪子垣  | いのこがき   |    | 52   | 猪子垣 | いのこがき  |    | 52   | 猪子垣 | いのこがき  |    | 52   | 猪子垣 | いのこがき  |    | 52  | 猪子垣  | いのこがき  |    |
| 53   | 船町    | ふねまち       |    | 113  | 市場  | いちば    |    | 53   | 栗川   | くりがわ    |    | 53   | 栗川  | くりがわ   |    | 53   | 栗川  | くりがわ   |    | 53   | 栗川  | くりがわ   |    | 53  | 栗川   | くりがわ   |    |
| 54   | 山本    | やまもと       |    | 114  | 三宅  | みやけ    |    | 54   | 芝    | しば      |    | 54   | 芝   | しば     |    | 54   | 芝   | しば     |    | 54   | 芝   | しば     |    | 54  | 芝    | しば     |    |
| 55   | 森     | もり         |    | 115  | 森尾  | もりお    |    | 55   | 野    | の       |    | 55   | 野   | の      |    | 55   | 野   | の      |    | 55   | 野   | の      |    | 55  | 野    | の      |    |
| 56   | 金剛寺   | こんごうじ      |    | 116  | 立石  | たていし   |    | 56   | 庄境   | じやうさかい  |    | 56   | 庄境  | じやうさかい |    | 56   | 庄境  | じやうさかい |    | 56   | 庄境  | じやうさかい |    | 56  | 庄境   | じやうさかい |    |
| 57   | 野上    | ののう        |    | 117  | 香住  | かすみ    |    | 57   | 十戸   | じゅうこ    |    | 57   | 十戸  | じゅうこ   |    | 57   | 十戸  | じゅうこ   |    | 57   | 十戸  | じゅうこ   |    | 57  | 十戸   | じゅうこ   |    |
| 58   | 口鶴井   | くちつるい      |    | 118  | 上嶺山 | かみねやま  |    | 58   | 嶺山   | ねがき     |    | 58   | 嶺山  | ねがき    |    | 58   | 嶺山  | ねがき    |    | 58   | 嶺山  | ねがき    |    | 58  | 嶺山   | ねがき    |    |
| 59   | 赤鶴井   | あかつるい      |    | 119  | 上嶺山 | かみねやま  |    | 59   | 石井   | いしい     |    | 59   | 石井  | いしい    |    | 59   | 石井  | いしい    |    | 59   | 石井  | いしい    |    | 59  | 石井   | いしい    |    |
| 60   | 赤石    | あかishi     |    | 120  | 長谷  | ながたに   |    | 60   | 山宮   | やまみや    |    | 60   | 山宮  | やまみや   |    | 60   | 山宮  | やまみや   |    | 60   | 山宮  | やまみや   |    | 60  | 山宮   | やまみや   |    |
|      |       |            |    | 121  | 倉見  | くらみ    |    | 61   | 坂本   | さかもと    |    | 61   | 坂本  | さかもと   |    | 61   | 坂本  | さかもと   |    | 61   | 坂本  | さかもと   |    | 61  | 坂本   | さかもと   |    |
|      |       |            |    |      |     |        |    | 62   | 太田   | ただ      |    | 62   | 太田  | ただ     |    | 62   | 太田  | ただ     |    | 62   | 太田  | ただ     |    | 62  | 太田   | ただ     |    |
|      |       |            |    |      |     |        |    | 63   | 名色   | なしき     |    | 63   | 名色  | なしき    |    | 63   | 名色  | なしき    |    | 63   | 名色  | なしき    |    | 63  | 名色   | なしき    |    |
|      |       |            |    |      |     |        |    | 64   | 万場   | まんば     |    | 64   | 万場  | まんば    |    | 64   | 万場  | まんば    |    | 64   | 万場  | まんば    |    | 64  | 万場   | まんば    |    |
|      |       |            |    |      |     |        |    | 65   | 栗畑   | くりはた    |    | 65   | 栗畑  | くりはた   |    | 65   | 栗畑  | くりはた   |    | 65   | 栗畑  |        |    |     |      |        |    |

豊岡市 地区公民館、小学校配置図





## 豊岡市新しい地域コミュニティ導入ガイドブック ～平成 27 年度スタートモデル地区用～

発行者：豊岡市 地域コミュニティ振興部 コミュニティ政策課  
〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町 2-4  
電話 (0796) 21-9020 FAX (0796) 290054  
Eメール community@city.lg.jp

問合せ：■豊岡地域 コミュニティ政策課 21-9020 (総合窓口)  
■城崎地域 城崎支所総務係 32-0001  
■竹野地域 竹野支所総務係 47-1111  
■日高地域 日高支所総務係 42-1111  
■出石地域 出石支所総務係 52-3111  
■但東地域 但東支所総務係 54-1000